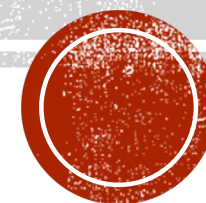


介護保険を上手に使うには

(入口編)



(有)向陽介護システムズ 代表 廣瀬 豊邦 (主任介護支援専門員)

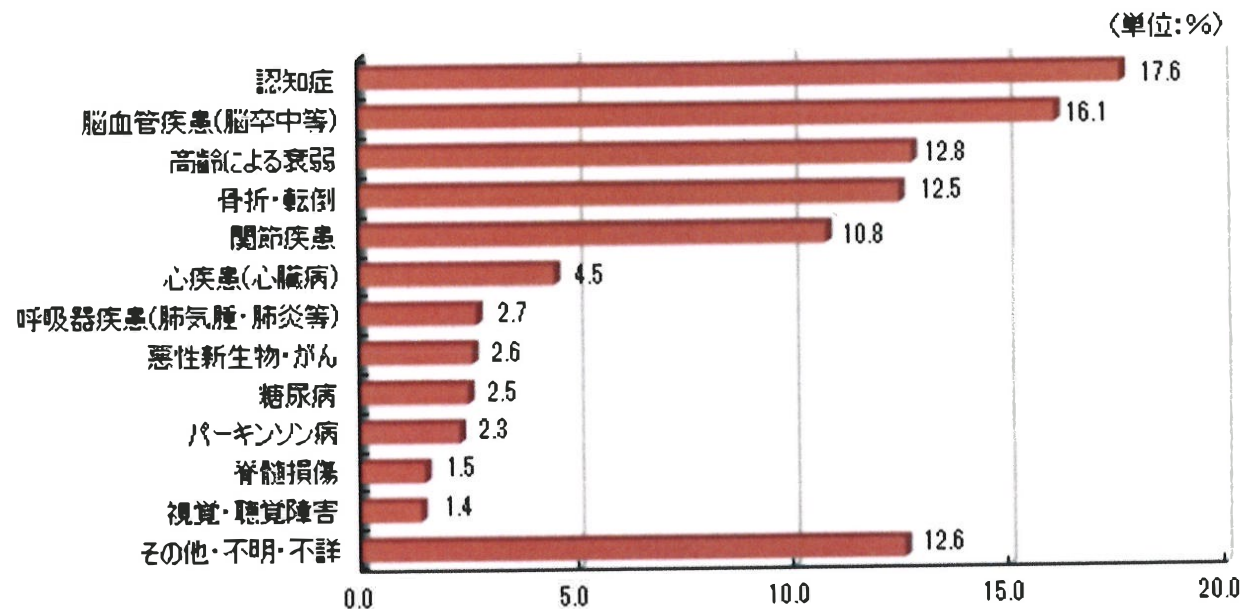
介護や支援が必要となった主な原因は？

要介護の原因は「認知症」が2割弱

介護や支援が必要となった主な原因としては、「認知症」が最も多く約17.6%を占めています。

次いで多いのが「脳血管疾患」、「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」、「関節疾患」で、「関節疾患」は要支援の原因として最も多くなっています。

介護が必要となった主な原因の構成割合

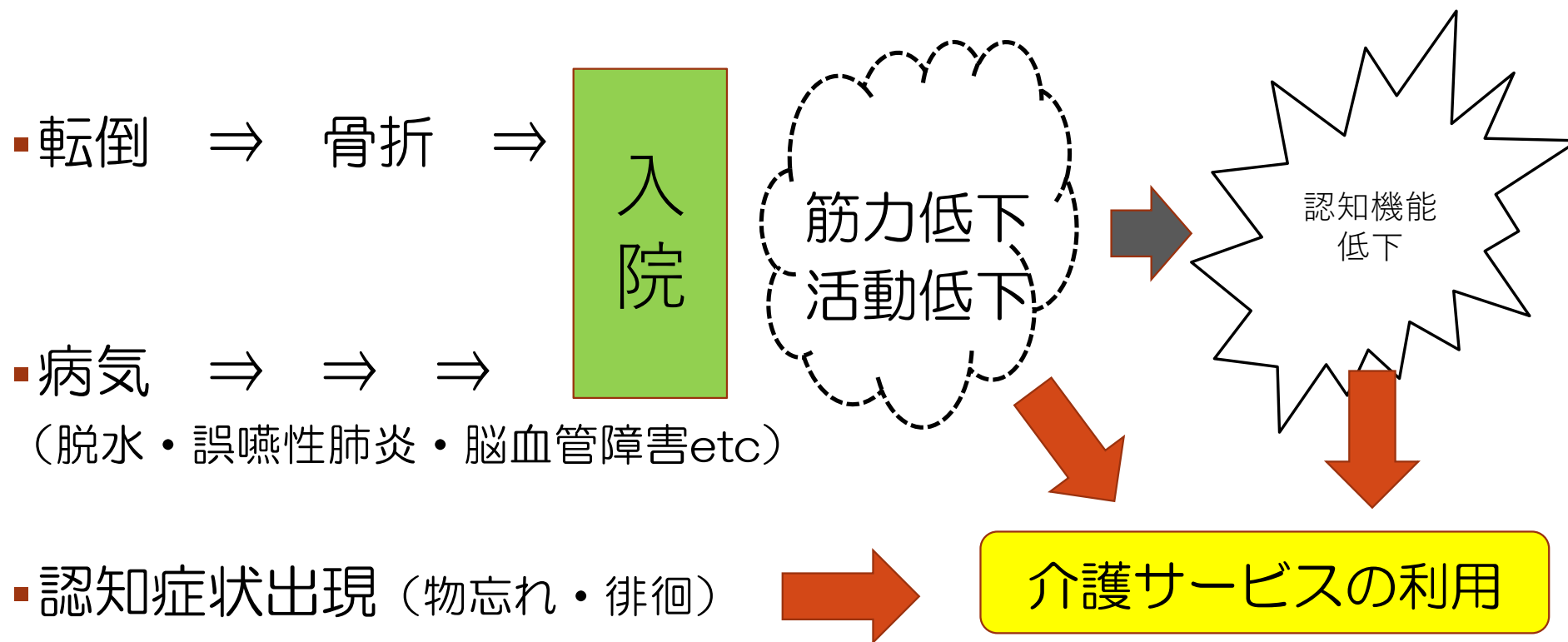


注：要支援者を含む。

〈厚生労働省「国民生活基礎調査」／2019年〉



介護が必要となるきっかけは？



介護保険サービスを利用するためには

介護認定を取得する。

(要介護1~5, 要支援1・2)

どうするか？

住民票のある（住んでいる）役所の窓口か**地域包括支援センター**で申請

介護認定申請

高齢者総合相談センター/高齢者あんしんセンター等の名称の地区もあり

- 申請書（窓口）
- 介護保険者証（65歳になると役所から送られてきます）
- 医療保険者証

ポイント

申請前2か月以内に受診していることが必要



被保険者番号

認定結果がでると

- ①要介護状態区分
- ②認定年月日
- ③認定の有効股間
- ④区分支給限度基準額 が記載

(一)

介護保険被保険者証	
番号	000110023
住所	杉並区阿佐谷南1丁目15番1
フリガナ	ヒロト トヨクニ
氏名	廣瀬 豊邦
生年月日	昭和27年11月18日
性別	男
交付年月日	平成29年11月1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	131151 杉並区 杉並区阿佐谷南1丁目15番1 杉並区

(二)

要介護状態区分等	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	
認定の有効期間	区分支給限度基準額
居宅サービス等 (うち種類支給限度基準額)	1月当たり サービスの種類 種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

(三)

給付制限	内容	期間
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称		届出年月日
		届出年月日
		届出年月日
介護保険施設等	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日
	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日

ケアマネ事業所

入所施設名



表

10号様式(第69条関係)

介護保険

要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定

申請書

新宿区長 宛て
次のとおり申請します。

申請者氏名	本人との関係	申請年月日	令和 年 月 日
提出代行者名称 (代行の場合のみ記入)	指定事業者コード		
申請者又は 提出代行者の住所	電話番号		

※申請者が本人の場合申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者番号	個人番号	フリガナ	生年月日	氏名	性別	住所 (住民票)	電話番号	現在いる所	電話番号
前回の要介護認定の結果等	要介護・要支援更新認定の場合のみ記入	要介護状態区分 1 2 3 4 5	要支援状態区分 1 2	有効期限	年 月 日から 年 月 日まで	転出元自治体(区市町村)名		現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。	はい / いいえ
現在病院入院中・施設入所中 (短期入所を除く)	有・無	現在の入院先病院名 又は入所先施設名		所在地	〒	電話番号			

主治医の氏名	診療科名
医療機関名	電話番号
所在地	〒

介護保険事業において主治医意見書を作成した医師と連携を図るため、区が当該医師に介護認定審査会による判定結果・意見をお知らせします。お知らせすることに同意しない場合は、□にシをしてください。 □同意しない

医療保険者名	医療保険被保険者証 記号番号
特定疾病名	

本人の情報
提供することへの
同意欄

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容及び主治医意見書を地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人又は認定調査に従事した調査員に、区が情報提供することに同意します。 本人氏名

この欄は 記入しない ください	番号確認 ・個人番号カード ・その他()	身元確認 ・運転免許証 ・パスポート ・その他()	代理権・身元確認 ・委任状() ・身元確認()	医療機関コード	診療科	調査員コード
-----------------------	-----------------------------	-------------------------------------	---------------------------------	---------	-----	--------

主治医

裏

要介護 要支援認定申請に伴う連絡事項

被保険者氏名	※必要事項を記入して、申請書とともに提出してください。
申請の理由(新規申請・状態区分変更申請の方は必ず今回の申請理由をご記入ください。)	
1 認定調査日程等の連絡先	
(1) 氏名	フリガナ (本人との続柄) <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
(2) 日中、連絡できる電話番号(携帯電話)	フリガナ
2 認定調査を行うとき 上記以外の方の立会い希望 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
(1) 立会い希望者氏名	フリガナ (本人との続柄)
(2) 日中、連絡できる電話番号	フリガナ
3 調査員から担当ケアマネジャーへご本人様の日頃の状態等の聞取りを希望しますか。 <input type="checkbox"/> 希望する	
4 調査員に事前に知らせておきたいことがあればご記入ください。	
※調査時ご本人様の前で伝えにくいこと、病名(がん末期、認知症等)、ケアマネジャー立会いの理由、ケアマネジャーから伝えたいことなど	
5-1 病院入院中・介護施設等入所中の方	
(1) 現在、入っている病院・施設に 年 月 日 から 入院・入所 している。 病棟名() 病室番号() 介護療養型病床(介護保険利用)に入院中→□	
(2) 現在の心身の状況について、(病名・ケガなどを) 具体的に記入してください。 (例) 〇月〇日、手術して入院中／転倒し、〇〇を骨折した 等	
5-2 在宅の方	
申請書に記入した主治医への受診状況	
(1) 最近の受診日 年 月 日	
(2) 次回受診予定日 年 月 日	
※ 最近2ヶ月の間に受診をしていない場合は、お早めの受診にご協力をお願いします。	
6 家族等、居所を同じくされている方で、今回、同時に申請される方	
氏名(続柄)	
7 ケアマネジャーを決めている方、または、介護サービスを利用されている方	
(1) 指定居宅介護支援事業所名	
(2) 担当ケアマネジャー氏名	
(3) 電話番号	
(備考) 受付者記入	
受付者	

認定調査時のポイント

- 認定の判断は介護に要する手間と時間

- 認知が疑われる（軽度）の方 取り繕う傾向

単なる物忘れ ×認知

鍋の焦がし、同じものを購入、昼夜逆転生活

外出先から戻ってこれない、徘徊、暴言、介護に対する抵抗



- 主治医（意見書） ベストは近所のかかりつけ医 ⇒ 普段の生活状況を知っている

大病院の担当医

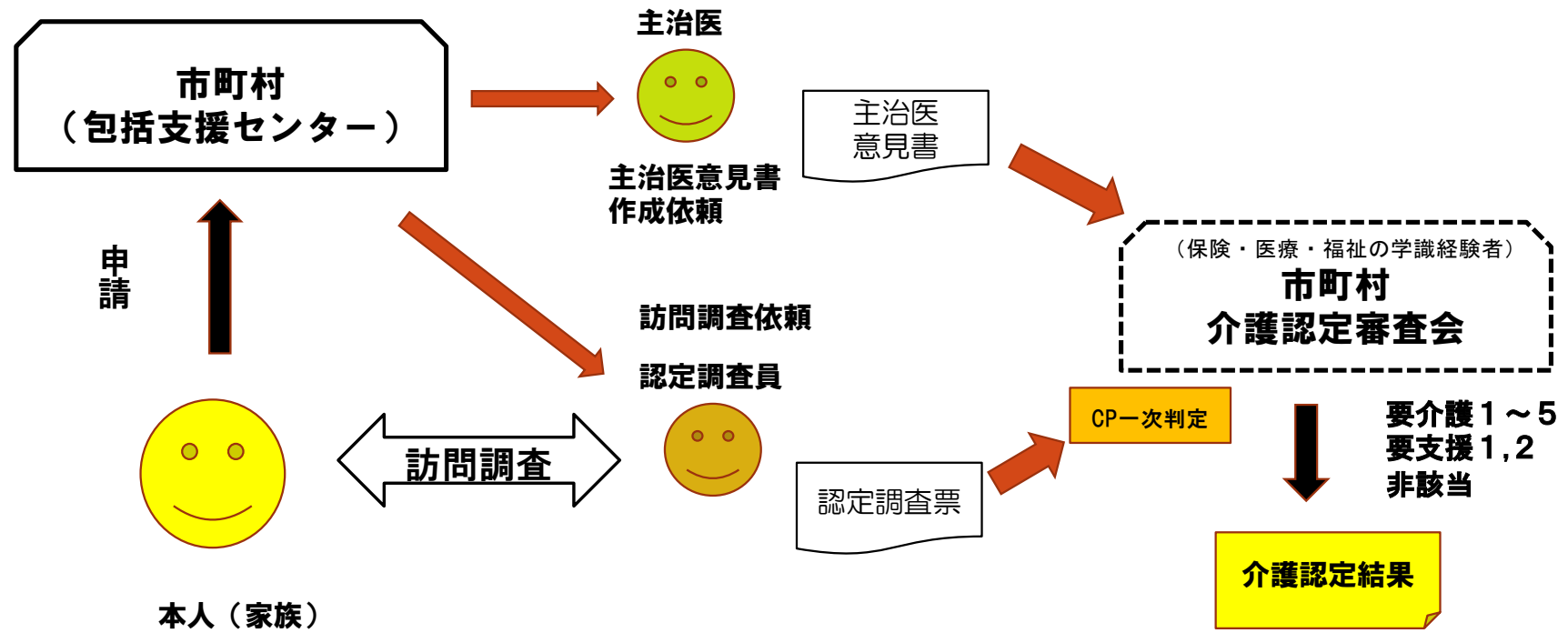
意見書の提出に時間がかかる

病状のことしか書かない場合が多い

介護・生活状態（困っていること）のMEMO



介護認定の仕組み



申請から、結果の通知は、30日以内にすると言われてはいますが、30日以上かかるケースも少なくありません。



■ 介護認定を取得したら

地域包括支援センターで
ケアマネ紹介してくれる or
リストを渡され自分で探す

在宅介護

まずはケアマネジャーを決める

- 契約 ・ 担当者会議（本人、家族、関係者が集合）
- ケアプランを作ってもらおう ・ サービス提供事業者
訪問介護、訪問入浴、訪問看護、ディサービス……
定期巡回・随時対応型訪問看護介護…
ショートステイ

or

施設介護

- 介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設、介護医療院
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- [• 有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅]



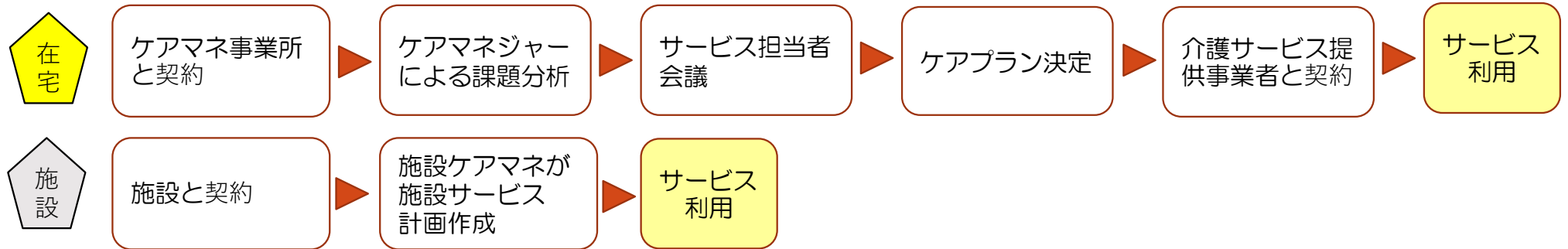
	要介護等 状態区分	区分支給 限度額		留意点
介護 給付	要介護5	36,217単位		介護度が高くなると 料金が上がるサービス ※
	要介護4	30,938単位		
	要介護3	27,048単位	↑ 介護老人福祉施設（特養）申込	
	要介護2	19,705	↑ ※介護用ベッド/車椅子/床ずれ防止用具/体位変換器	
	要介護1	16,765		
予防 給付	要支援2	10,531	↑ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）申込	
	要支援1	5,032	↑ 住宅改修/福祉用具購入（ポータブルトイレ、入浴補助具他） 福祉用具レンタル（※を除く）	
事支地 業援域	非該当（自立）	(5,032)	(介護予防・日常生活支援総合事業)	

※ 特養/老健/有料老人ホーム/グループホーム/ショートステイ/ディサービス/ディケア

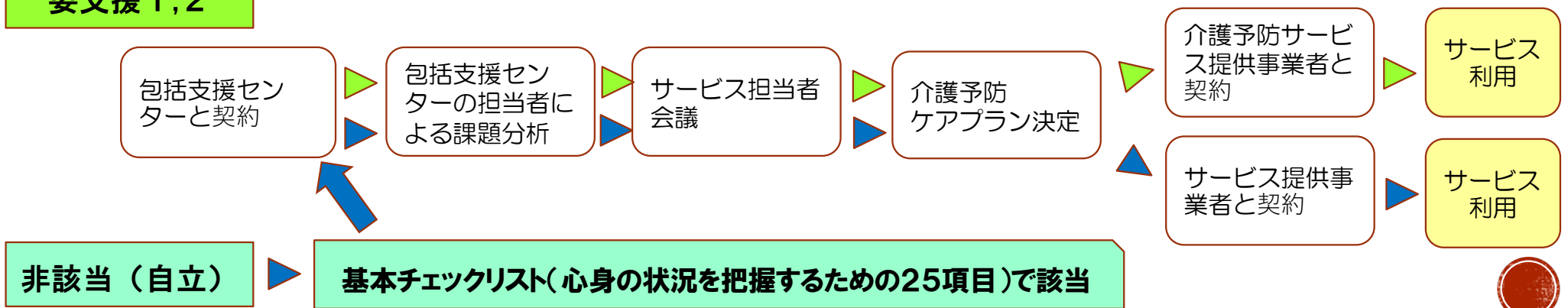


介護サービスの利用の流れ

要介護 1～5



要支援 1, 2



上手な「介護保険」の利用のためのポイント

在宅（自宅）での介護の場合

チームケアを意識する

- 介護者（家族）間の連携、連帯（役割分担）
- ケアマネジャーとの連携（スムーズな意思疎通）
- 主治医との連携
- ご近所との連携

ポイント

- 介護者の意見を押し付けないこと（聞く耳をもつこと）
- ネットの情報を振り回さないこと
- ケアマネジャーを含めサービス提供事業者との適切な距離感を保つこと（適度な緊張感を充てるのがベスト）

